

## 第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令の規定の解釈に関する定義について掲げたものである。電波法（第2条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 4 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう。
- 5 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱なものを含まない。

A - 2 次の記述は、免許の有効期間及び再免許の申請について、電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許の有効期間は、免許の日から起算して □ A □ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

船舶安全法第4条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の船舶の船舶局（「義務船舶局」という。）及び航空法第60条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局（「義務航空機局」という。）の免許の有効期間は、の規定にかかわらず、□ B □ とする。

再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間、その他の無線局にあつては、免許の有効期間満了前 □ C □ を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

	A	B	C
1	3年	10年	3箇月以上6箇月
2	3年	無期限	6箇月以上1年
3	5年	10年	6箇月以上1年
4	5年	無期限	3箇月以上6箇月

A - 3 次に示す記号をもって表示する電波の型式のうち、主搬送波の変調の型式が「振幅変調であつて抑圧搬送波による単側波帯」、主搬送波を変調する信号の性質が「アナログ信号である単一チャネルのもの」及び伝送情報の型式が「電話（音響の放送を含む。）」であるものを電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 A3E
- 2 F3E
- 3 J3E
- 4 P0N
- 5 F2B

A - 4 次の無線従事者の免許証に関する記述のうち、無線従事者規則（第49条から第51条まで）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 第三級総合無線通信士の資格を有する無線従事者が氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真2枚（同一のものとする。）を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出しなければならない。
- 4 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

A - 5 次の記述のうち、主任無線従事者の職務として電波法施行規則(第34条の5)に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)の計画を立案し、実施すること。
- 2 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 3 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること(記載された事項に関し必要な措置をとることを含む。)
- 4 無線従事者を選任又は解任すること及び無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ること。
- 5 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。

A - 6 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について、電波法(第54条及び第110条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□Aについて、この限りでない。

(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。

(2) 通信を行うため□Bであること。

の□Cの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 遭難通信	必要最小のもの	(1)
2 遭難通信	十分なもの	(2)
3 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	必要最小のもの	(2)
4 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	十分なもの	(1)

A - 7 次に掲げる通信のうち、電波法(第52条)又は電波法施行規則(第37条)の規定により、漁船の船舶局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができないものを下の番号から選べ。

- 1 安全通信
- 2 医事通報(航行中の船舶内における傷病者の医療手当に関する通報をいう。)に関する通信
- 3 アマチュア業務に関する通信
- 4 船位通報(遭難船舶又は遭難航空機の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。)に関する通信
- 5 港務用の無線局との間に行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信

A - 8 次の記述は、海上移動業務のデジタル選択呼出通信(遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。)における呼出し及び呼出しの反復について、無線局運用規則(第58条の4及び第58条の5)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

(1) 呼出しの種類

(2) 相手局の識別表示

(3) □A

(4) 自局の識別信号

(5) □B

(6) 通報の周波数等(必要がある場合に限る。)

(7) 終了信号

海岸局における呼出しは、4.5秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。

船舶局における呼出しは、□C以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも

□Dの間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

A	B	C	D
1 通報の型式	通報の種類	10分間	15分間
2 通報の型式	通報の種類	5分間	20分間
3 通報の種類	通報の型式	5分間	15分間
4 通報の種類	通報の型式	10分間	20分間

A - 9 次の無線局の運用に関する記述のうち、無線局運用規則（第23条、第31条、第38条及び第68条並びに別表第4号）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の略語を前置して正しく送信した適当な語字から更に送信しなければならない。
- 2 海上移動業務において無線電話通信が終了したときは、「終わり」を送信するものとする。
- 3 無線電信通信の略符号「VVV」に相当する無線電話通信の略語は、「ただいま試験中」である。
- 4 海岸局は、呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代わりにその免許人名を送信することができる。
- 5 無線局は、無線電話通信において、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」を送信するものとする。

A - 10 次の記述のうち、船舶局が遭難通信を行う場合の無線局の運用として正しいものを電波法（第52条、第53条及び第56条）及び無線局運用規則（第58条及び第71条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 免許状に記載された通信の相手方以外の無線局を通信の相手方としてはならない。
- 2 識別信号は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 156.8MHzの周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、1分以上にわたってはならない。
- 4 他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。
- 5 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行ってはならない。

A - 11 次に掲げるもののうち、遭難している船舶の船舶局（以下「遭難船舶局」という。）が無線電話により行う遭難呼出しにおいて、順次送信すべき事項として正しいものを無線局運用規則（第76条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- |   |                     |            |                           |
|---|---------------------|------------|---------------------------|
| 1 | メ-デ-（3回）            | こちらは（1回）   | 遭難船舶局の呼出名称（3回）            |
| 2 | メ-デ-（3回以下）          | こちらは（1回）   | 遭難船舶局の呼出名称（3回以下）          |
| 3 | 各局（3回）              | メ-デ-（3回）   | こちらは（1回） 遭難船舶局の呼出名称（3回）   |
| 4 | 各局（3回以下）            | メ-デ-（3回以下） | こちらは（1回） 遭難船舶局の呼出名称（3回以下） |
| 5 | 捜索救助機関の無線局の呼出名称（3回） | こちらは（1回）   | 遭難船舶局の呼出名称（3回） メ-デ-（1回）   |

A - 12 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信の使用電波について、無線局運用規則（第70条の2）の規定に基づいて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海上移動業務において、無線電話を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、A3E電波 **A** 若しくはF3E電波 **B** 又は通常使用する呼出電波を使用するものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

海上移動業務において、無線電話を使用して医事通報に係る緊急呼出しを行った場合における当該医事通報の送信又は既に送信した緊急通報の再送信は、**C** の規定にかかわらず、**C** により行うものとする。

海上移動業務において、モールス無線電信又は無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、**C** の規定にかかわらず **C** により行うものとする。ただし、A3E電波 **A** により安全呼出しを行った場合においては、当該電波によることができる。

A	B	C
1 2,182kHz	156.8MHz	別に告示する電波
2 2,182kHz	156.525MHz	通常通信電波
3 27,524kHz	156.8MHz	通常通信電波
4 27,524kHz	156.525MHz	別に告示する電波

A - 13 次に掲げるもののうち、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当しないものはどれか、電波法（第80条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- 2 電波法又は電波法の規定に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- 3 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- 4 無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたとき。

A - 14 次に掲げるもののうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第S 15条）の規定により、すべての無線局について禁止されている伝送（同規則第S 19条に定めるものを除く。）に該当しないものを下の番号から選べ。

- 1 不要な伝送
- 2 識別表示のない信号の伝送
- 3 長時間の伝送
- 4 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送
- 5 過剰な信号の伝送

A - 15 次の記述は、無線検査簿及び無線業務日誌の保存期間について、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、使用を終わった無線検査簿（現に免許を受けている無線局を廃止したうえ当該無線局の無線設備をそのまま継続使用することとして免許を受けた無線局であつて総務大臣が別に告示するもの及び再免許を受けた無線局であつて従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用するものを含む。）及び別表第4号の2に定める様式の無線局検査結果通知書を当該無線局の□A（定期検査を行わない無線局以外のものにあつては、当該無線局の次の定期検査の日）まで保存しなければならない。

使用を終わった無線業務日誌は、□B保存しなければならない。

- | A             | B             |
|---------------|---------------|
| 1 免許の有効期間満了の日 | 使用を終わった日から2年間 |
| 2 免許の有効期間満了の日 | 次の定期検査の日まで    |
| 3 再免許の日       | 使用を終わった日から2年間 |
| 4 再免許の日       | 次の定期検査の日まで    |

B - 1 次の記述は、免許人がその無線局について手続を要する場合を示したものであるが、電波法（第16条の2、第17条、第20条及び第22条）の規定により、許可を受けなければならない場合を1、届出をしなければならない場合を2として解答せよ。

- ア 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があつたため、免許人の地位を承継したとき。
- イ 総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事をしたとき。
- ウ 第1種電気通信事業者から電気通信業務（電気通信事業法第2条第6号の電気通信業務をいう。）の委託を受けるため、無線局の目的を変更しようとするとき。
- エ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し又は無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするとき。
- オ 無線局を廃止するとき。

B - 2 次に掲げるもののうち、総務大臣がその職員を無線局に派遣して臨時に検査を行うことがある場合として、電波法（第73条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 無線局に再免許を与えたとき。
- イ 主任無線従事者を選任した旨の届出があつたとき。
- ウ 電波法の施行を確保するため特に必要があると認めるとき。
- エ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- オ 無線局の呼出符号又は呼出名称の指定の変更を行ったとき。

B - 3 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用に関して述べたものであるが、電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- イ 船舶局相互間の通信において、呼出しを受けた船舶局は、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、呼出しをした船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ウ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信及びその他総務省令で定める通信のことをいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合（無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合等のことをいう。）は、この限りでない。
- エ 海岸局は、船舶局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- オ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

B - 4 次の記述は、安全通信について、無線局運用規則（第96条から第99条まで）の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「**ア**」を**イ**送信して行うものとする。  
通信可能な範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、第59条（各局あて通報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「**ア**」を**イ**送信して行うものとする。  
の安全通報は、**ウ**送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。  
の通報には、通報の**エ**を付さなければならない。  
海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその**オ**に通知しなければならない。

- |                       |           |          |             |
|-----------------------|-----------|----------|-------------|
| 1 その海岸局又は船舶の責任者の命令により | 2 安全      | 3 出所及び日時 | 4 警報        |
| 5 その通報を入手した直後から       | 6 無線局の免許人 | 7 3回     | 8 重要度及び優先順位 |
| 9 海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者   | 10 2回     |          |             |

B - 5 次に掲げるもののうち、義務船舶局の無線業務日誌に毎日記載すべき事項として、電波法施行規則（第40条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- イ 1日の延べ通信時間又は通信回数
- ウ 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- エ レーダーの維持の概要及びその操作上又は機能上に現れた特異現象の詳細
- オ 無線機器の試験又は調整をするための通信を行ったときは、その概要